常務理事
労働課長

労秘第四二八号
昭和九年三月三日

警視総監 藤沼庄平

内務大臣 山本達雄殿
社会局長官殿

映画館東洋「キネマ」ノ労働争議ニ関スル件
（発生＝解決）

発生	二一〇
解決	六三一
使用労働者	一九、
争議参加者	一、
関係労働組合	日本労働同盟東京聯合会

要旨

1、二月六日勤務怠慢ノ理由ヲ以テ従業者林田知光ヲ解雇
2、被解雇者林田ハ病気ノ為ニ勤務怠慢ナリトシテ解雇スルハ不当ナリトシ復職嘆願ヲ為シ結果月給一割五分ヲ減シ復職ヲ容認セリ
3、林田ハ之ニ依ヲ通シテ館主ニ減給撤回ヲ嘆願ヲ為セルモ拒否セラレタルヲ以テ労働同盟東京聯合会常任執行委員杉浦満義夫ニ交渉方一任セリ
4、杉浦ハ館主ト屡々交渉セルモ争議條件ヲ承認セザルヲ以テ減給ヲ断念シ退職手当支給ニ要求シ交渉ヲ進メ二日午後別紙覚書ノ通リ解決セリ

9.3.6
1480